

平成30年度 第2みなとデイサービスセンター事業計画 (指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護)

社会福祉法人みなと寮

1. 位置づけと目的

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は認知症である利用者（その者が認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。又、介護予防認知症対応型通所介護の事業は認知症である利用者（その者が認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目的とします。

2. 基本指針

①当事業所は、厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容を遵守し、それに基づいた運営規程に従った運営を行います。

②事業に当たっては、利用者の所在する大阪市、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとし、

③当事業所は、認知症の状態にある要介護者等を対象とした認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（併設型）を実施し、専門性を十分に活かし、その特性に応じたサービスを提供します。

3. 運営指針

(短期)

ゆとりのある環境の創造と、サービス内容の充実

第2みなとデイサービスセンターは、平成5年に運営を開始した第2愛港園と一体となった形でサービスを行っています。ハード面での老朽化は否めませんが、認知症デイ専有区画を設けた事により落ち着いた環境で、より専門性の高い個別のケアサービスを提供してまいります。

サービス内容としては、日々のレクリエーション・機能回復訓練を取り入れた日常生活リハビリ・3階バルコニーにおける菜園を活用した園芸療法の実施、個々の状態に合わせた個別ケアの実施等、新たに様々なレクリエーションやサービスを追加・考案し、利用者の皆様が落ち着かれ満足できる楽しいひとときを提供してまいります。

また、定員を12名にしたことで、一人でも多くの認知症の方に利用して頂くことで介護者による介護負担の軽減並びに利用率の向上と運営の健全化を図ってまいります。

(中期)

競争力のある事業所となるためのサービスの向上と、安定した運営の継続

サービスを向上するために、スタッフがそれぞれ認知症対応の専門家としての実力を身につけなければなりません。スタッフには自己啓発はもちろん、認知症ケアに関する専門知識を身につけてもらいます。認知症ケア専門士・認知症介護実践者研修の終了・認知症ケア指導管理士等の資格取得を勧め、より深く充実したサービスを提供していきます。

認知症ケア専門士は常勤勤務で1名の配置をおこない、認知症に特化したより専門的な個別のケアや相談支援をスムーズにおこなえる様、人員配置を整えています。

安定した運営の継続のために、インターネット・紙媒体等による情報公開と地域への情報発信に努めます。地域の方々にご利用頂き、定着して頂くためには、サービスメニューの定期的な再検討と充実化を図っていきます。

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を提案しました。

「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を推進していくため、7つの柱（Ⅰ普及・計発 Ⅱ医療・介護等 Ⅲ若年性認知症 Ⅳ介護者支援 Ⅴ認知症など高齢者にやさしい地域づくり Ⅵ研究開発 Ⅶ認知症の人やご家族の視点重視）を中心に、地域社会を挙げたモデル作りの取り組みに積極的に参加していきます。

(長期)

地域包括ケアシステムの実現に向けて

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度な要介護状態となってもいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を積極的におこなっていきます。

疾病や認知症を抱えても自宅等でいつまでも住み慣れた生活の場で療養し、自分らしく生活を続けられるためには地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供が必要となってきます。厚生労働省が推進する関係機関が連携し、他職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築していきます。

地域で最後まで安心して過ごせるコミュニティ作り

第2みなとデイサービスセンターは、第2愛港園と併設という形をとっており、デイサービス・ショートステイという在宅サービス、施設サービスとを一連の流れでご利用して頂く事ができます。

また、法人内の介護保険事業所として同じ敷地内に立っており、居宅介護支援事業所・グループホーム・介護保険施設という、高齢者に対するサービスを一体となってお利用頂くことが可能です。法人みなと寮の介護保険施設・グループとして、地域の高齢者が安心して過ごす事のできるサービスの拠点として、各施設・事業所が連携を強化し、ささいな事でも相談に乗り、穏やかで安心して過ごす事のできる環境で人生の最終ステージを送って頂けるようなコミュニティ作りに努めます。

4. 利用対象及び重要事項

①利用対象者：認知症であり、要介護・要支援の認定を受けている方。

- ②利用定員：1日12人
- ③事業実施地域：主に大阪市港区と大正区、西区、住之江区の一部の地域
- ④営業日：月・水・金・土曜日の週4日
- ⑤サービス提供時間：午前9時40分～午後4時40分（利用者の希望によりサービス提供時間内での時間短縮・時間延長も可能）
- ⑥サービス利用料：要介護度に応じたサービス利用料金（介護保険給付額1割負担）
自己負担額：846円から1,207円（5時間以上7時間未満の間）
- ⑦サービスの内容：入浴、排泄、食事、おやつ、機能訓練、レクリエーション、送迎、介護相談等

5. 契約書、重要事項説明書、サービス利用表及び苦情解決システム、個人情報保護

利用に際しては、法人と個人の契約が基本となります。サービスに関わる重要事項説明書を利用者及び家族に対して十分に説明し、契約を結びます。

利用に際しては、基本的には居宅支援事業者及び介護予防支援事業者（介護支援専門員）が作成した居宅サービス計画に基づき、認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を作成し利用者又はその家族に対し十分な説明を行い、同意を得た上で、サービスを提供します。

また、利用者及びその家族からの、サービスその他に関わる苦情に関しては、窓口・意見箱を設けて、第三者の監督の下、迅速かつ適切に解決していきます。

更に個人情報保護法に基づき、個人の権利利益の保護のために、サービス利用者等から提供された多数の個人情報について利用目的の同意を得る等、適正・慎重に取り扱うための管理体制を構築します。

6. 介護サービスの内容

①食事サービス

食べることは、大きな楽しみの一つでもありますので、食卓の雰囲気気を配り、四季折々にバランスのとれた季節感あふれる食事や、行事に伴う特別な献立を、管理栄養士指導のもと和やかな雰囲気の中で食べていただけるようにします。又、嗜好調査を実施し、個々の嗜好にあった献立を作成していきます。月に1度、特別食事会として外注のお寿司や旬の弁当の注文をおこなう事で、またもう一つ雰囲気が変わった食事を提供する事で食事を楽しんでもらいます。

また、事業所における食中毒は、集団食中毒として猛威をふるいます。安全な調理に留意するのはもちろん、職員・利用者共々手洗い、うがい、消毒など衛生管理に努め、歯磨き等の口腔衛生も実施します。

②入浴サービス

体調に十分な注意を払いながら、快適に入浴ができるよう援助を行うことにより、清潔の維持・心身のリフレッシュを図ると共に、全身の疾患確認を行います。更に随時で手足の爪切り、男性の方はひげ剃りを行います。また、個人の身体の状況に合わせ、負担の少ない特別浴を実施します。更に入浴後の整容にも配慮いたします。

③排泄サービス

排泄サービスはプライバシーを守りながら個人のペースに合わせて行い、同時に健康状態の把

握等も行います。通所時の排泄状況については、連絡ノートでもご家族に報告し情報交換を密にして健康管理を行います。

④個別ケア、レクリエーション

カラオケ、園芸、塗り絵、輪投げ、散歩、将棋、麻雀等を通じて心身機能の維持向上、他者との交流をもつことにより、社会的役割意識の獲得と孤立感の解消を図っていくとともに、音楽鑑賞や工作等のプログラムにより精神面の安定を促します。また、個別のケアや各種療法を取り入れる事で身体的・精神的な中核症状から伴う周辺症状（行動・心理症状：BPSD）の予防的タイミングや安定を図る様なプログラムも取り入れていきます。

⑤機能訓練

障害の軽減と残存機能の向上による生活の質の改善には、リハビリテーションの実施が有効です。介護は生活を支えることにあり、リハビリは日常生活動作を改善してその人なりの生活を楽しむことができるように応援することにあります。これは、ちょうど車の両輪の関係に似て、どちらが欠けても良質なサービスにはなり得ません。リハビリの有効性を認識した上で、個別の機能訓練を実施し、日常生活に活かしていただける事で在宅生活の継続を支えていきます。

【リハビリテーションの主な内容】

歩行 立ち上がり バランス ホットパック 可動域 筋力増強

⑥健康チェック

事業所来所時、入浴等身体への負担が大きいプログラムの前に、または利用者の状況に応じ随時実施します。脱水症状防止、血液疾患予防の為、入浴後及び利用中4回の水分補給を行い、利用中には看護職員が体調管理を行います。また、バイタルや疾患の有無については、ご家族に報告し必要な処置を行う等して心身や疾患の改善に努めていきます。

⑦送迎サービス

家庭と事業所間の送迎を行い、利用者及び、家族の心身の負担の軽減を図ると共に、家族との情報交換を行いサービスの質の向上を図ります。また、送迎の際は安全に十分に配慮します。

⑧介護相談

利用者とその家族への介護や日常生活全般にわたる相談に応じ、助言・援助を行い安心で充実した在宅生活の継続のお手伝いをさせて戴きます。

7. 人権の尊重とプライバシーの保護

利用者の人権尊重はもとより、生活の尊厳を守るためにも、プライバシーの保護を徹底し、個人のライフスタイルに合わせたサービス、援助の提供を行います。

8. 社会貢献（地域交流、情報公開）

事業所の設備や機能の情報公開は、地域住民に高齢者福祉サービス提供の拠点としての認識や評価を得、選択されるために重要となります。サービスの質の向上のために毎年実施している居宅サービス事業者自主点検表、介護サービス情報を積極的に公表し利用者やその家族等が今後、サービスを受ける際の情報として利用できるようにします。

高齢者福祉の事業展開は、地域の信頼を得て、地域密着型の運営が求められます。インターネ

ットの活用、地域包括支援センターとの連携、アウトリーチ活動、ボランティア等の受け入れなどを積極的に行い開かれた事業所を目指します。

また、地域における催しや協働まちづくり支援（港区花みどりの会）、小学校校区を中心とした地域活動協議会（八幡屋地域福祉活動計画）への参加・八幡屋キッズへの参加・みなと福祉の広場・家族介護者教室等にも積極的に参加し、社会福祉サービスの主たる担い手としての役割を十分果たすと共に地域住民に目の見える形でアピールして行く事で、存在意義についてのコンセンサス（合意の一致）の醸成を得た、地域住民の中での主たる介護者の思いを知り相談援助を通じて、地域になくってはならない事業所と認識していただけるように努めます。

9. 防災対策

①災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防災設備・備品等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。

②防災教育

消防計画書並びに地震防災応急計画書に従った、人命安全防護のための教育を、職員には年2回、利用者には毎月行い周知徹底を図ります。

緊急時に備え、緊急対応マニュアルを理解・習得することで人命保護を最優先に行動できるよう努めます。

③避難・消火訓練

災発時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の訓練は、毎月法人合同にて、消防機関の指導を要請する訓練は年2回行います。

所轄消防署主催の応急処置講習会、自衛消防技術競技会などに参加し防災能力の向上及び技能の熟練に努めます。

④災害時の福祉避難所として

大規模災害時の際、避難所に避難された地域住民の要介護者については大阪市港区との防災協定の締結により、最大限地域住民の介護者の受け入れについても通所利用者の安全確保の上、速やかに要請を受け入れる体制を整えると共に、有効的にデイルームの活用をおこなう。

10. 職員の資質向上、諸会議

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例します。資質の向上は、本来自己啓発が基本ですが、事業所内外の研修は利用者のサービスに低下を来たさぬよう工夫して、積極的に参加できるよう努力します。研修項目として「認知症の研修、個人情報保護（プライバシーの保護）の研修、身体拘束排除のための研修、倫理・法令遵守（コンプライアンス）、感染症及び食中毒に関する研修、人権研修」を実施し、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるようにします。

特に厚生労働省の定める地域密着型サービス認知症介護研修及び、認知症介護実務リーダー研修、認知症介護実践者研修を積極的に受講し、また認知症ケア専門士資格取得に取り組むなど、全職員の認知症ケアの専門性を高めていきます。

更に、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等）については積極的に資格取得をすすめていきます。

毎月の職員会議・サービス検討会議・ケース会議において、サービス内容の検討と改善、情報

交換を行い各職員が統一した意識を持ち、より良いサービスの実施ができるように努めます。

11. 運営推進会議(年2回)

利用者及びその家族・関係者、地域包括支援センター職員、港区社会福祉協議会職員、地域住民代表2名、区内の小規模多機能型居宅介護所長、法人の役員、スタッフが参加し、利用者の生活支援・認知症対応型通所介護の運営等について建設的な意見交換を行っていきます。毎回広報誌「みなとの風」を発行し、近況報告を行う等内容の充実を図っていきます。

今後も関係者・地域のご協力を頂いて運営推進会議を活性化できるよう工夫していきます。

年間事業計画

| | | 行 事 | 余 暇 活 動 |
|-------|-----|----------------|----------------------------|
| 平成30年 | 4月 | お花見 | 散歩、手遊び、折り紙、園芸 |
| | 5月 | | ボーリング、散歩、工作、園芸 |
| | 6月 | | 絵合わせゲーム、塗り絵、輪投げ、カラオケ |
| | 7月 | 七夕祭り | 貼り絵、風船バレー、お手玉、ビデオ鑑賞 |
| | 8月 | 納涼会 | 貼り絵、塗り絵、工作、音楽鑑賞 |
| | 9月 | 敬老祝賀会 | 輪投げ、散歩、園芸、ビデオ鑑賞 |
| | 10月 | ハロウィン | 散歩、園芸、音楽鑑賞、輪投げ |
| | 11月 | | ボール回しゲーム、貼り絵、散歩、カラオケ |
| | 12月 | クリスマス会 もちつき | クリスマスカード作成、折り紙、工作 ビデオ鑑賞 |
| 平成31年 | 1月 | | 工作、輪投げ、カルタ、カラオケ |
| | 2月 | 節分(豆まき) | お手玉、ひな人形作り、風船バレー、音楽鑑賞 |
| | 3月 | ひな祭り | 散歩、お花見、塗り絵、カラオケ |

※毎月～誕生日会、誕生日カード作成、体重測定

※みなとふれあい福祉のひろば (3月第1土曜日)

※港区デイ事業者連絡会議 (1回/2ヶ月)

※地域密着型サービス事業者連絡会 (1回/2ヶ月)

平成30年度 第2みなとデイサービスセンター

| | 食 事 サ ー ビ ス | | 災 害 対 策 |
|--------|---|-----------------------------|---|
| | 栄 養 関 係 | 特 別 献 立 | |
| 4月 | 嗜好調査 | お花見 昭和の日 | 消防計画書策定 管理者教育 総合訓練 新任職員対象防災機器の取扱説明 防災設備総合機器点検 |
| 5月 | 残食調査 | 憲法記念日 端午の節句 母の日 | 視聴覚指導 防犯訓練 地震災害応急対策訓練 |
| 6月 | 食中毒防止強化月間 食事形態チェック | 創立記念日6/1 父の日 | 応急手当講習 (救命処置・AED) 自衛消防隊員教育 |
| 7月 | 嗜好調査 | 七夕 土用の丑 | 夜間想定防災訓練 |
| 8月 | 帰省時の栄養指導 残食調査 | 納涼会 | 合同消防訓練 |
| 9月 | 食中毒防止強化月間 | 防災の日 敬老の日 秋分の日 | 防災月間 地震防災総合訓練 |
| 10月 | 嗜好調査 | お月見 ハロウィン | 防犯訓練 地震災害応急対策訓練 防災設備機器点検 港区自衛消防競技会 |
| 11月 | 残食調査 | 文化の日 | 総合訓練 秋季全国火災予防運動 視聴覚指導 |
| 12月 | 食中毒防止強化月間 | 天皇誕生日 クリスマス会 冬至 年越 | 年末年始災害防止 特別警戒 防犯講習 自衛消防隊員教育 |
| 1月 | 嗜好調査 | おせち料理 七草 小正月 | 年末年始災害防止 特別警戒 |
| 2月 | 残食調査 | 節分 建国記念の日 聖バレンタインデー | 地震災害応急対策訓練 |
| 3月 | 食中毒防止強化月間 | ひな祭り ホワイトデー 春分の日 | 春季全国火災予防運動 合同防災訓練(消防署 立会い) |
| 定 例 | 栄養指導に関する話(月1回) 誕生会(月1回) 小豆がゆ(月1回) ティータイム(毎日2回) | | 防災会議(月1回) 防災基本訓練及び図上 訓練(月1回) 防災設備自主点検 (月1回) |

**平成30年度 第2みなとデイサービスセンター
内部研修会**

| | 研 修 内 容 |
|-----|--------------------------------|
| 4月 | 認知症介護基礎研修 |
| | 緊急時（利用者急変等）の対応について |
| 5月 | 緊急救命講習・AED使用方法 |
| 6月 | 食中毒について |
| | 介護技術向上に向けての取り組み①（排泄介助） |
| 7月 | 介護保険制度の現状と今後の動向について |
| 8月 | 身体拘束廃止に向けての様々な取り組みについて（人権研修） |
| 9月 | 介護技術向上に向けての取り組み②（入浴・更衣・移乗） |
| 10月 | 感染症予防及び対策について |
| | 認知症介護習熟研修 |
| 11月 | 非常災害時（火災・地震）の対応について |
| 12月 | リスクマネジメント（介護事故について） |
| 1月 | 平成31年度事業計画について |
| 2月 | 生活支援員（介護職員）に求められる倫理観について（人権研修） |
| 3月 | 介護技術に向けての取り組み③（食事介護） |